



自衛隊員倫理審査会

1 概要

国家行政組織法第8条、防衛省設置法第13条及び自衛隊員倫理法10条に基づき設置される審査会で、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐させるため、平成12年4月1日に自衛隊員倫理法、自衛隊員倫理規程の施行とともに設置。

2 自衛隊員倫理審査会の職務

- (1) 調査審議及び防衛大臣への建議
 - a 自衛隊員倫理規程に関すること
 - b 自衛隊員倫理法等に違反した場合の懲戒処分の基準に関すること
 - c 職務に係る倫理の保持に関する事項の調査研究及び企画
 - d 職務に係る倫理の保持のための研修に関すること
 - e 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関すること
- (2) 各種報告書（贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書）の審査を行うこと
- (3) 自衛隊員倫理法等に違反する行為等についての調査を行うこと
- (4) 防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること
 - a 自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令の制定
 - b 贈与等報告書（2万円を超える贈与等）の非開示事由の認定
 - c 自衛隊員倫理法等の違反行為に対する懲戒処分
 - d 特に必要があると認められる場合の懲戒処分の概要の公表

3 自衛隊員倫理審査会委員

役職	氏名	現職等
会長	太田 達也	慶應義塾大学法学部 教授
委員	高木 達也	元国家公務員倫理審査会事務局長
委員	能勢 伸之	株式会社フジテレビジョン 解説委員
委員	山宮 道代	田辺総合法律事務所 弁護士
委員	諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社 代表取締役